

## 山形県中小企業トータルサポート補助金

# 「設備投資等促進事業」

(ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 2次公募対応)

## 【平成28年度 応募要領】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業の創出、付加価値の向上を図るため、経済産業省平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（2次公募）」（以下、「ものづくり補助金」といいます。）に応募し、不採択となった事業のうち、計画内容のブラッシュアップを行ったものについて、山形県知事が本県中小企業の付加価値向上に資する事業として認定したものに対し補助金を交付します。

### 1 補助対象事業

ものづくり補助金に応募した事業のうち、ものづくり補助金の交付決定を受けていない事業。ただし、設備投資を伴うものに限りです。

※ 設備投資とは、機械装置等を取得するための経費として補助対象経費で単価50万円(税抜き)以上を計上するものを指します。

※ 本事業への応募にあたっては、認定支援機関による指導・助言をもとに、ものづくり補助金に応募した事業計画の見直し（ブラッシュアップ）を行う必要があります。

※ ものづくり補助金応募時に選択した「革新的サービス」「ものづくり技術」の対象類型や「一般型」「小規模型」の事業類型を変更することはできませんのでご注意ください。

#### ものづくり補助金の要件

##### (1) 革新的サービス

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

##### (2) ものづくり技術

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品の開発や生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画（3～5年計画で「付加価値額」及び「経常利益」の増大を達成する計画）であること。

## 2 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業者で、補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者。

※ 本事業における中小企業者とは、「革新的サービス」で申請される方は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項に規定する者をさします。「ものづくり技術」で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者をさします。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は、大企業とみなして、補助対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

## 3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1 / 2 以内  
(2) 補助金額 : 一般型 750 万円以内  
小規模型 375 万円以内

※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

- (3) 補助対象経費 :

経費区分	説明
機械装置費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、改良、据付け又は修繕に要する経費
技術導入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
専門家経費	本事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費

※ 設備投資（機械装置費（単価50万円（税抜き）以上））が必要です。機械装置費以外の経費については、総額で375万円（税抜き）までを補助上限額とします。

※ その他、補助対象経費の詳細については、ものづくり補助金の【2次公募要領】に準じます。

## 4 補助事業実施期間・実績報告

補助事業実施期間は、本事業の補助金交付決定の日から平成29年2月28日（火）までとします。

実績報告につきましては、事業終了後15日以内または平成29年3月10日（金）のいずれか早い日までに提出していただきます。

## 5 応募手続き

### (1) 応募及びお問い合わせ先

山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局（山形県中小企業団体中央会内）

〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル3階

TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078

### (2) 応募期間

平成28年10月21日（金）から11月2日（水）まで

### (3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日消印有効）

### (4) 提出書類【6部】（正本1部、副本5部）

※申請様式については、県中央会ホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）

#### ① 事業計画認定申請書（様式1）

#### ② 事業計画書（様式2）

※ものづくり補助金【2次公募要領】を参考に記入してください。

#### ③ 事業計画見直し確認書（様式3）

※認定支援機関が発行した確認書を提出してください。

#### ④ 決算書

※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出してください。

#### ⑤ 登記事項証明書

※提出日より3ヵ月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

#### ⑥ 企業案内パンフレット等

※無い場合は企業の概要のわかるものを提出してください。

#### ⑦ 入手価格の妥当性を証明できる書類【任意：1部】

※有効期間内の見積書、カタログ・パンフレット等を提出してください。

## (5) 書類作成上の留意点

- ① 事業計画書の用紙サイズは、A4版の片面印刷とし、決算書・パンフレットなど他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、一部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名及び正副の別を記入してください。
- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
- ④ 事業計画書等の申請書類データはCD-Rで提出する必要はありません。

## 6 審査方法・結果の通知

### (1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において審査の上、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業の創出、付加価値の向上に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

### (2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

### (3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

### (4) 認定案件の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、認定支援機関名等をHP上で公表します。

### (5) その他

認定された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

## 7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	10月21日（金）～11月2日（水）
審査会	11月中旬
結果の通知	12月中旬
補助金交付申請・交付決定	12月下旬以降

※ 補助対象経費は、交付決定日以降に行った活動に係る経費のみとなります。

※ なお、このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

## 8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

## 9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、できるだけ書類提出前に早めに相談してください。
- (2) 補助事業実施期間は、交付決定の日から平成29年2月28日（火）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りません。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。

### お問い合わせ、相談先

山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局（山形県中小企業団体中央会内）  
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル3階 TEL. 023-665-1077

山形県商工労働観光部中小企業振興課企業振興担当  
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2135

別表：審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 補助対象事業としての適格性</p> <p>以下の補助対象外事業に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 同一内容の事業について、国（独立行政法人等を含む。）や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業</li><li>② 主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業</li><li>③ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業</li><li>④ 営利活動とみなされる原材料や商品の仕入れ等（ただし、社内試作及びテスト販売用のこれらは可能）を行う事業</li><li>⑤ 公序良俗に反する事業</li></ul>
<p>(2) 技術面</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 新製品・新技術・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。<ul style="list-style-type: none"><li>○【革新的サービス】においては、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行うサービスの創出であるか。また、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取り組みであるか。</li><li>○【ものづくり技術】においては、特定ものづくり技術分野の高度化に資する取り組みであるか。また、3～5年計画で「付加価値額」「経常利益」の増大を達成する取り組みであるか。</li></ul></li><li>② サービス・試作品等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。</li><li>③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。</li><li>④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。</li></ul>
<p>(3) 事業化面</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。</li><li>② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。</li><li>③ 補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。</li><li>④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか。（【革新的サービス】においては、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取り組みであるか。【ものづくり技術】においては、3～5年計画で「付加価値額」「経常利益」の増大を達成する取り組みであるか。）</li></ul> <p>※ 小規模企業者の技術面・事業化面における体制については、小規模企業者の実態に見合った審査を行います。</p>

(4) 政策面

- ①-1 県が参入・集積を促進する「先端分野」(有機エレクトロニクス、バイオテクノロジー)・「成長期待分野」(自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業)と整合性がとれているか。
- ①-2 地域のニーズに対応した商業・サービス業の新たな事業の創出 (ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の活用、若者・女性等に対する創業支援、新たなサービスを行うための創業や新分野進出)等につながる取組みであるか。
- ② 地域経済と雇用の支援につながる事が期待できる計画であるか。
- ③ 中小企業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積 (例えば生産設備の改修・増強による機能強化)につながるものであるか。
- ④ 中小企業者の付加価値向上が期待できる計画であるか。

※①-1は【ものづくり技術】、①-2は【革新的サービス】の事業者の審査項目